

給与等の収入金額 (合計)	円
---------------	---

A

課税給与所得の税率

1千円～195万円以下	5%
195万円超～330万円以下	10% - 97,500円
330万円超～695万円以下	20% - 427,500円
695万円超～900万円以下	23% - 636,000円
900万円超～1,692万円以下	33% - 1,536,000円

Aの金額が1,627,999円以下の方は次の表で計算します

Aの金額	給与所得の金額
～650,999円	0円
651,000円～ ～1,618,999円	A - 65万円 = 円
1,619,000円～ ～1,619,999円	969,000円
1,620,000円～ ～1,621,999円	970,000円
1,622,000円～ ～1,623,999円	972,000円
1,624,000円～ ～1,627,999円	974,000円

給与所得の金額

控除対象配偶者及び扶養親族の数に応じた控除額

人数	控除額	人数	控除額
なし	380,000円	4人	1,900,000円
1人	760,000円	5人	2,280,000円
2人	1,140,000円	6人	2,660,000円
3人	1,520,000円	7人	3,040,000円

障害者等がいる場合の控除の加算額

イ. 特別障害者に当たる人がいる場合	1人につき	750,000円
ロ. 同居特別障害者以外の特別障害者に当たる(人がある)場合	1人につき	400,000円
ハ. 一般の障害者、一般の寡婦、寡夫又は勤労学生に当たる(人がある)場合	左の一に該当する とき各	270,000円
ニ. 所得者本人が特別の寡婦に当たる場合		350,000円
ホ. 同居老親等に当たる人がいる場合 <昭和13年1月1日以前(含む)生まれ>	1人につき	200,000円
ヘ. 特定扶養親族に当たる人がいる場合 <昭和60年1月2日～平成4年1月1日まで>	1人につき	250,000円
ト. 老人控除対象配偶者又は同居老親等以外の老人扶養親族に当たる人がいる場合 <昭和13年1月1日以前(含む)生まれ>	1人につき	100,000円

Aの金額が1,628,000円から6,599,999円の方は次の表で計算します

A ÷ 4	(千円未満の端数切捨て) = 円
-------	---------------------

B

Bの金額	給与所得の金額
407,000円～ ～449,000円	B × 2.4 = 円
450,000円～ ～899,000円	B × 2.8 - 180,000円 = 円
900,000円～ ～1,649,000円	B × 3.2 - 540,000円 = 円

給与所得の金額

Aの金額が6,600,000円以上の方は次の表で計算します。

6,600,000円～ ～9,999,999円	A × 0.9 - 1,200,000円 = 円
10,000,000円 ～20,000,000円	A × 0.95 - 1,700,000円 = 円

給与所得

生命保険料の控除額の計算

支払った保険料の金額	控除額
25,000円以下	支払った保険料の全額
25,001円～50,000円迄	支払った保険料の合計額 × 50% + 12,500円
50,001円～100,000円迄	支払った保険料の合計額 × 25% + 25,000円
100,001円以上	一律に 50,000円

地震保険料の控除額の計算

支払った保険料の金額	控除額
地震保険料等に係る契約のみ	支払った保険料の合計額(最高5万円)
旧長期損害保険料(地震保険)	1万円以下…その合計額
" "	1万円超～2万円以下…保険料 × 50% + 5千円
" "	2万円超～ ……15,000円
上記のとがある場合	それぞれ計算した金額の合計額を控除(最高5万円)

配偶者特別控除額は配偶者の合計所得に応じて段階的に変わります。配偶者の合計所得が38万円以下及び76万円以上、所得者本人の合計所得が1千万円を超える場合、適用がありません。詳しくは『平成19年分年末調整のしかた』P17、P75をご覧ください。